

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正

市立下今泉保育園の建て替えに際し、保育サービスの向上および運営の効率化を図るため平成30年4月からの指定管理者制度の導入に必要な改正を行うものです。また、指定管理者制度を導入する下今泉保育園においては、延長保育料を、条例で定める上限額の範囲内において指定管理者が決定および徴収することができるよう改めるもので、賛成多数で可決されました。文教社会常任委員会での審査概要は次のとおりです。

問 民間事業者ではなく指定管理者制度を導入することとした経緯は。

答 民設民営ですと市の財政的な負担が約半分となりますが、保護者の不安軽減の観点から公設民営の指定管理者制度を導入しました。

問 指定管理者制度導入に対して保護者から不安の声はありませんか。

答 7月に説明会を開き、現在考えている指定管理期間は5年程度と話したところ、将来的にも運営ができるような保育園でないと不安だ、保育士がかわるといったことに不安であるとの声がありました。

問 指定管理者の継続的な運営への対策は。

答 将来にわたってもしっかり運営ができ、今まで培ってきた伝統や園の方針などをしっかり受け継ぐ意思を示した事業所を甄考したいと考えています。また、月に一回の市と指定管理者との会議を持ち、運営状態を確認していきます。

問 現在の保育士の処遇と新たな保育園になったときの保育士の確保は。

答 正規の保育士は他の公立保育園へ、臨時・非常勤保育士は本人の意向によりますが、残りたい場合は指定管理者の雇用につながるよう調整を図りたいと思います。

問 延長保育料は指定管理者の収入となることで高額になりませんか。

答 公立保育園の延長保育料を上限としていますので、これまでと変わりません。

意見 公立保育園を民間事業所が運営することで、園児や保護者、保育士が不安にならないよう、現場の声を聴いて、慎重に進めていくとともに、保育方針や保育内容の良さを引き継ぐ事業所の選考を望みます。



建て替えが予定されている下今泉保育園

海老名駅西口特定公共施設の指定管理者を指定

海老名駅西口特定公共施設である中心広場・プロムナード・バス乗降場・タクシー乗降場の維持・管理と各施設の目的に合った円滑な通行やイベントなどの開催によるまちの賑わい創出に資するため、一般社団法人海老名扇町エリアマネジメントを指定管理者として指定するもので、賛成多数で可決されました。経済建設常任委員会での審査概要は次のとおりです。

問 今回、指定管理に移行する背景と目的は。

答 住民サービスの向上と経費の削減を民間活力の導入により向上させることを目的としています。この法人は、地域のために活動する唯一無二の団体であり、当該公共施設の管理運営を任せることが合理的であるとの判断に至ったものです。

問 維持管理業務に関しては、現在管理されている業者とは違う業者に再委託される予定になっていますが、不安はありませんか。

答 再委託を予定されている業者についても警備・清掃に関しては熟知していると思いますが、施設の特長もあるので、当初は市でも執行内容の確認をしていきたいと思っています。

問 地域に根差した活動についてはどのようなものが考えられますか。

答 美化活動や未利用地の駐車場運営など、地区のにぎわいだけでなく地元の利益と資産価値の向上につながるような活動と考えています。

問 特命指定とした理由は。

答 1点目として、施設の活用にあたり、

隣接民有地と円滑な調整ができる組織であること。2点目として、公共施設の設置目的と法人の設立目的が一致する唯一の組織であること。3点目として、地元根差し、市民参加のまちづくりを実践できる組織であること。以上の3点の理由から、西口特定公共施設を、にぎわいづくりに真剣に取り組む団体に管理していただくことが合理的であると判断したためです。

意見 指定管理者が海老名駅西口地区のにぎわいを創出することで、西口地区の持続的な発展に貢献し、実施される事業が東西一体のまちづくりのモデルになることを期待します。



西口地区のプロムナード